

奈良県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

#### 奈良県広域水道企業団規則第 1 4 号

奈良県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 2 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者が行うべき措置)

第 2 条 条例第 4 条第 1 号アの規則で定める措置は、次の各号のいずれかの措置とする。

- (1) 職員の上司等が、注意又は指導を繰り返し行うこと。
- (2) 職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。
- (3) 職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること。
- (4) その他職員の矯正のために必要と認める措置をとること。

2 条例第 4 条第 1 号ウの規則で定める措置は、前項各号のいずれかの措置のほか、職員が行方不明の場合における当該職員の所在が明らかでないことの確認等適格性を欠いた状態が改善されないことを確認するために必要と認められる措置とする。

第 3 条 条例第 5 条の規則で定める措置は、前条第 1 項各号のいずれかの措置とする。

(医師の指定及び診断)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による医師の指定は、職員の受診上の便宜を考慮して行うものとする。

2 第 6 条第 1 項の規定により指定する医師のうち 1 名は、国立又は公立の病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方独立行政法人の設置する病院その他医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 1 条に規定する公的医療機関に勤務するものであり、その医師の診断は、当該診療機関において行われたものでなければならない。

3 前項の規定によることが著しく困難と認められるときは、別に任命権者が医師を指定して診断を行わせることができる。

第 5 条 任命権者は、条例第 6 条第 1 項の規定による診断を行わせたときは、病名及び病状のほか職務の遂行に支障がないかどうか又はこれに堪え得るか

どうか並びに休養を要する程度に関する具体的な所見が記載された診断書を医師から徴さなければならない。

(書面の交付)

第6条 任命権者は、条例第7条に規定する書面を職員に直接交付しなければならない。ただし、直接に交付し難いときは、内容証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

2 前項ただし書の場合において、書面を送達することができないときは、その旨及び当該書面に記載された事項を奈良県広域水道企業団の公報に登載することをもって交付に代えることができるものとし、登載された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(更新及び復職の手続)

第7条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号又は心身の故障のため条例第2条の事由により休職した職員を条例第9条の規定により復職させるときは、2名以上の医師を指定して診断を行わせ、その結果に基づき、これを行わなければならない。

2 前項の規定による医師の指定については、第4条の規定を準用する。

(休職期間の通算)

第8条 法第28条第2項第1号又は心身の故障のため条例第2条の事由により休職の処分に付された職員が、条例第9条又は第10条の規定により復職し、再び法第28条第2項第1号又は心身の故障のため条例第2条の事由により休職の処分に付された場合は、その者の休職の期間は、復職前の休職の期間に引き続いたものとみなす。ただし、復職後、負傷又は疾病により奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第10号）第14条に規定する特別休暇を取得することなく又は奈良県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（令和7年3月規則第16号）第5号に規定する職務専念義務の免除を受けることなく6月を経過したときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。